



世界にひとつ。
あなたにひとつ。

保存版

海外旅行傷害 保険(海外)

保 険 の ご 案 内

—INSURANCE BOOK—

MileagePlus JCBクラシックカード会員用

JCBではMileagePlus JCBクラシックカード会員の皆様のために海外旅行傷害保険・ショッピングガード保険(海外)をJCBの保険料負担にてお付けしています。このご案内は保険の契約内容・保険金請求手続きについてご説明したものです。ご一読のうえ、海外旅行の際は緊急時に備えてダウンロードもしくは印刷の上携帯をお願いいたします。

●被保険者

MileagePlus JCBクラシックカード会員

●補償期間

毎年4月1日より1年間、かつ上記カード会員である期間。(特別な通知がない限り以降自動継続)

●保険の対象となる旅行期間

海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰るまでの間で、かつ日本を出国した前日の午前0時から日本に入国した翌日の午後12時までをいいます。ただし日本出国日から2か月を限度とします。

●補償概要

次の見開きをご参照ください。

●補償金額(保険金額)一覧(カード利用条件あり)

傷害による死亡・後遺障害	最高2,000万円
// 治療費用	50万円限度
疾病による治療費用	50万円限度
賠償責任	2,000万円限度
携行品の損害(自己負担額1事故3,000円)	10万円限度
救護者費用等	50万円限度

●適用条件

海外旅行に関する所定の料金のお支払いにMileagePlus JCBクラシックカードをご利用いただいた場合、海外旅行傷害保険が適用されます。

所定の料金とは

①「搭乗する公共交通乗用具」または②「参加する募集型企画旅行」の料金。募集型企画旅行は、日本出国前にMileagePlus JCBクラシックカードをご利用いただいた場合に限ります。

●他のクレジットカード付帯の保険契約から保険金が支払われる場合

①死亡・後遺障害保険金

会員の方のお受けとりになる保険金は、この契約およびそれらの契約のうち最も高い保険金額を限度として支払われます。

②その他の保険金

限度額は合算金額になります。ただし、実際の損害額が限度となります。

●死亡保険金の受け取り人について

この保険契約の規定上、被保険者(MileagePlus JCBクラシックカード会員)の法定相続人となります。(受取人の指定はできません。)

海外旅行傷害保険 (カード利用条件あり)

保険の種類	保険金額	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	お支払いできない主な場合									
傷害	死亡・後遺障害 最高 2,000万円	旅行期間中の事故によるケガが原因で事故の日から180日以内に死亡または後遺障害を生じたとき	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなられたとき 保険金額(死亡・後遺障害)の100%。 後遺障害を生じたとき その程度に応じて保険金額(死亡・後遺障害)の3~100%。 	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 被保険者の無資格運転、酒酔い運転 被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失 戦争、その他の変乱 放射線照射・汚染、原子核反応 危険なスポーツ(登山・スカイダイビングなど)中のケガ 									
	治療費用 1回の事故につき 50万円限度	旅行期間中の事故によるケガが原因で医師の治療を受けたとき ※事故の日から180日以内に要した費用に限ります。	<p>下の①~③の費用のうち実際に支出された金額を、傷害の場合は1回の事故につき、疾病の場合は1回の病気につき各々の保険金額を限度としてお支払いします。</p> <p>①治療のために必要な次の費用</p> <p>(1)診療費・手術費など診療関係費、入院費 (2)病院までの交通費、緊急移送費、転院費(入院先の病院で治療が困難な場合など) (3)ホテル客室料(入院が不可能である場合など) (4)通訳雇用費用 (5)義手・義足の修理費(傷害治療のみ)</p> <p>②入院により必要となった身の回り品購入費(5万円限度)、通信費(1回の事故につき、合算して20万円限度)</p> <p>③入院または通院により必要となった旅行行程復帰または、帰国のための交通費、宿泊費(本来帰国に要すべき費用を除く。)</p>	<p>また、原因のいかんを問わず頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)および腰痛で他覚症状のないものについてはお支払いできません。</p>									
疾病	治療費用 1回の病気につき 50万円限度	旅行期間中に発病または原因が発生し(特定の感染症の場合は感染し)旅行期間中または旅行行程終了後72時間を経過するまでに(特定の感染症の場合は30日間を経過するまでに)医師の治療を受けたとき 【特定の感染症】コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルク病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫(がっこうちゅう)、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎臓慢性出血熱、ハンタウイルス肺炎候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフバレー熱、レプトスピラ症 ※最初の治療日から180日以内に要した費用に限ります。	<p>下の①、②のうちの実際に支出された金額を1回の事故につき保険金額を限度としてお支払いします。</p> <p>①法律上支払わなければならない損害賠償金 ②保険会社が妥当と認めた以下の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> 損害防止軽減費用 緊急費用 訴訟費用など 	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 被保険者の頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)および腰痛で他覚症状のないものについてはお支払いできません。 ※保険の対象となる旅行期間開始日以前に発病した病気についてはお支払いの対象となりません。 									
	賠償責任 1回の事故につき 2,000万円限度	旅行期間中に誤って他人をケガさせたり他人のものを壊したりして、被害者から法律上の損害賠償を請求されたとき。	<p>下の①、②のうちの実際に支出された金額を1回の事故につき保険金額を限度としてお支払いします。</p> <p>①法律上支払わなければならない損害賠償金 ②保険会社が妥当と認めた以下の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> 損害防止軽減費用 緊急費用 訴訟費用など 	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の故意 被保険者の業務遂行に直接起因する事故 被保険者の親族に対する事故 自動車、船、航空機の操縦・操作に起因する事故 汚染物質に起因する賠償責任、罰金・違約金・懲罰的賠償金に対する賠償責任 預かっている物に関する事故。ただし、次の物はお支払いの対象になりません。 ①ホテルの客室および客室内の動産(セイフティボックスのキーならびにルームキーを含みます。) ②ホームステイ先の部屋および部屋内の動産 ③レンタル業者から貸借した旅行用品または生活用品 									
携行品損害	1旅行中 10万円 補償期間中 100万円限度 自己負担額 1回の事故につき 3,000円	旅行期間中に携行する身の回り品(被保険者の所有するもの)が盗まれたり、事故により壊れたりしたとき。	<p>時価額または修理費のいずれか低い額を限度としてお支払いします。ただし携行品1つ(1点または1対)あたり10万円が限度となります。また、旅券の盗難などによる損害については、現地での再発給費用(交通費、宿泊費を含みます。)を5万円を限度としてお支払いします。</p> <p>※1回の事故毎に損害額のうち3,000円はご自身で負担していただきます。 乗車船券、航空券などについては、事故の後に実際に支出した費用を1事故につき5万円を限度としてお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 すり傷など外観の損傷 携行品の設計・材質または製作の欠陥および自然の消耗 携行品の置き忘れまたは紛失 国または公共団体の公権力の行使(空港などの安全確認検査でのスーツケースなどの破壊は除きます。) 携行していない場合(配送中の事故など)は、お支払いの対象となりません。また、登山など危険な運動に用いる用具については、それら危険な運動を行なっている間の損害については保険金をお支払いできません。 保険の目的である液体の流出 ※次のような携行品の損害には保険金をお支払いできません。 現金、小切手、株券、手形、預金証書、クレジットカード、定期券、帳簿、図面、入歯、コンタクトレンズ、動物、植物、自動車、オートバイ、船 など。 									
	救援者費用等 50万円限度	旅行期間中に以下に該当した場合 ①ケガをして事故の日から180日以内に亡くなられたとき。 ②病気により亡くなられたとき。 ③病気にかかり医師の治療を受け、旅行行程終了後30日以内に亡くなられたとき。 ④ケガまたは病気により継続して3日以上入院されたとき。 ⑤搭乗している航空機、船舶などが遭難したとき。 ⑥事故により生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要となったとき。 (ただし被保険者の無事が確認できた後に現地に赴く救援者の費用は対象となりません。)	<p>被保険者および親族の方が実際に支出した次の費用で損害保険ジャパン株式会社が妥当と認めた費用を保険期間中、保険金額を限度としてお支払いします。</p> <p>①捜索救助費用 ②救援者の現地までの往復航空運賃などの交通費 ③救援者のホテルなど宿泊施設の客室料(救援者1名につき14日分まで)</p> <table border="1"> <tr> <td>④救援者の渡航手続費、現地での諸雑費</td> <td>継続入院日数 3日~6日</td> <td>②の交通費、③の客室費</td> <td>③の通訳費など 救援者1名分</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>⑤現地からの移送費</td> <td>7日以上</td> <td></td> <td>救援者3名分</td> <td>20万円</td> </tr> </table> <p>⑥遗体処理費用 上の②から④の費用は上表の金額が限度となります。また、3日から6日までの入院の場合には、⑤の移送費用は支払われません。 ※払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、傷害治療費用または疾病治療費用で支払われるべき金額は差し引きます。</p>	④救援者の渡航手続費、現地での諸雑費	継続入院日数 3日~6日	②の交通費、③の客室費	③の通訳費など 救援者1名分	5万円	⑤現地からの移送費	7日以上		救援者3名分	20万円
④救援者の渡航手続費、現地での諸雑費	継続入院日数 3日~6日	②の交通費、③の客室費	③の通訳費など 救援者1名分	5万円									
⑤現地からの移送費	7日以上		救援者3名分	20万円									

※上記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、別途普通保険約款および特約に基づきます。

・補償金（保険金）請求について

本紙の保険金請求手続きは帰国後に請求をされる場合です。現地での病気・ケガによる緊急時におきましては右の「海外ホットライン」にて手配から保険金支払いまでを行います。ただし病院によっては、一時的に立て替えていただく場合があります。帰国後保険金を請求される場合は現地できず手配できない下の「必要書類」に掲げる書類（一覧表の太枠内）を忘れずにお持ち帰りになり、ただちに「損保ジャパンJCB事故受付デスク」まで、事故のご報告をしてください。

ご請求になる保険金の種類	治療費用保険金(傷害疾病)	携行品損害保険金	死亡保険金(傷害)	後遺障害保険金	救済者費用等保険金	賠償責任保険金	
						対人	対物
必要書類							
パスポート	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
* 保険金請求書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
現地でしか手配できない書類	医師の診断書	◎				◎	
	治療費の明細書および領収書	◎				◎	
	死亡時の死亡診断書または死体検案書			◎		○	
	事故証明書	○	◎	◎	◎	○	○
	支出を証明する書類	○				◎	
	示談書・示談金領収書					◎	◎
	損害額(修理費など)を証明する書類		○				◎
	* 損害品明細書		◎				
	損害額を証明する書類		◎				
	死亡保険金受取人の印鑑証明書			◎			
会員の印鑑証明				◎			
除籍後の戸籍謄本			◎				
法定相続人の戸籍謄本			◎				
委任状			○				
* 後遺障害診断書				◎			
その他の書類 事前にMileagePlus JCBクラシックカード会員が公共交通乗用具または募集型企画旅行の料金をMileagePlus JCBクラシックカードにより支払ったことを証明する書類(例:JCB売上票のお客様控など)	○	○	○	○	○	○	○

※◎印は原則として必要な書類、○印は場合によって必要となる書類。

※*印は当社所定用紙があるものです。

※請求金額が30万円以下の場合は診断書を省略することが可能な場合があります。

※疾病の場合は事故証明書は必要ありません。

・事故の際の連絡先

〈現地での病気・ケガによる緊急時〉

海外ホットライン

1) 海外ホットラインは損害保険ジャパン株式会社の海外旅行傷害保険に付帯されているサービスです。MileagePlus JCBクラシックカード会員は、このサービスが受けられます。

MileagePlus JCBクラシックカード会員が現地で万が一ケガをしたり、病気をされたとき、損害保険ジャパン株式会社の提携先アシスタンス会社、株式会社プレステージ・グローバルソリューションのサービスセンターにご連絡をいただければ、その状況に応じて次のサービスが海外旅行傷害保険金をお支払いできる金額の範囲内で受けられます。

2) サービス内容

- ・ 病院の手配
- ・ 緊急輸送手配または転院手配
- ・ 担当医師と継続的連絡
- ・ 病院、輸送機関などへの立て替え払
- ・ 保釈金保証書の手配
- ・ 緊急帰国のための往復航空券の手配
- ・ 弁護士との紹介、手配
- ・ 遺体送還または現地での火葬の手配
- ・ 遭難時の捜索、救助者の紹介、手配
- ・ 家族、遺族の現地ホテルの紹介、手配
- ・ 遺体処理、輸送の紹介、手配
- ・ 通訳の手配
- ・ 保釈金保証書の手配
- ・ 緊急帰国のための往復航空券の手配
- ・ 遺体送還または現地での火葬の手配
- ・ 緊急避難時の航空機の手配

3) 海外ホットライン一覧表

電話番号は次のとおりです。

お客様のご滞在先	電話番号
北米・中南米	1-833-950-0893
ヨーロッパ・中近東・アフリカ	0800-90-6165
アジア	800-8110-824
オセアニア	1-800-718-264
その他の地域	(81) 50-3820-1301

※携帯電話は、利用できない場合があります。

※その他地域もしくはトルフリーダイヤルがご利用出来ない場合は、コレクトコールで下の「海外ホットライン」までご連絡ください。

※地域によってサービスの適用が受けられない場合があります。

・日本国内での連絡先

『損保ジャパンJCB事故受付デスク(JCBカード自動付帯サービス専用)』

0120-258-554

受付時間 9:00AM~5:00PM 日・祝休

・上記受付時間外の連絡先

『海外ホットライン』

0120-08-1572 (無料)

018-888-9547 (無料電話がご利用になれない場合)

受付時間 24時間 年中無休

・海外からの連絡先

『海外ホットライン』

(81) 50-3820-1301

受付時間 24時間 年中無休

ショッピングガード 保険(海外)

「ショッピングガード保険(海外)」(動産総合保険)とは、海外所在の加盟店にてMileagePlus JCBクラシックカードで購入された物品の、偶然の事故による破損・盗難などの損害を補償するサービスです。事前の登録や保険料は必要ありません。大切なおみやげもしっかりガード。海外ショッピングは現金よりもMileagePlus JCBクラシックカードが安心です。詳細は次をご覧ください。

●被保険者

補償の対象となる物品を正当な権利をもって所有されている方。
ただし、補償金の請求は原則としてその物品を購入したMileagePlus JCBクラシックカード会員に限りです。

●補償期間

MileagePlus JCBクラシックカード会員である期間

●補償概要

MileagePlus JCBクラシックカード会員が海外所在の加盟店でMileagePlus JCBクラシックカードを利用して購入した物品で、購入日(配達などによる場合には物品の到着日)から90日以内に偶然な事故によって損害を被った場合、海外所在の加盟店より通信販売によって購入した場合も対象になります。

●期間中補償限度額

会員1名につき毎年4月1日から1年間の総補償金額は100万円限度
自己負担額は、1回の事故につき1万円

●補償金額

カードご利用金額あるいは購入店の領収書に記載された物品の購入金額(修理が可能な場合は修理金額が購入金額のどちらか低い金額)から自己負担額1万円を控除した額を限度とします。
※物品の購入に際しMileagePlus JCBクラシックカードと現金、商品券などを併用された場合には、カードご利用金額から自己負担額を控除した額を限度とします。

●補償の対象となる物品

会員がMileagePlus JCBクラシックカードを利用して海外所在の加盟店より、直接購入もしくは通信販売によって購入した物品。ただし次に掲げるものを除きます。

- 船舶(ヨット・モーターボートおよびボートを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、自転車、ハングライダー、サーフボード、セーリングボード、およびこれらの付属品
- 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの
- 動物および植物
- 現金、手形、小切手、その他有価証券、印紙、切手、乗車券など(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券・定期券・宿泊券・観光券および旅行券をいいます。)、旅行者用小切手およびあらゆる種類のチケットや金券類
- 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの
- 自動車電話、携帯電話およびこれらの付属品
- 食料品
- 会員が従事する職業上の商品となるもの
※ギフトカードで購入した物品は対象となりません。
※補償の対象とならない物品は追加となる場合があります。
詳しくはJCBインフォメーションセンターでご確認ください。

●お支払いできない主な場合

- 会員または補償金を受け取る方の故意または重大な過失に起因する損害。
 - 補償の対象となる物品の自然の消耗または性質によるさび、かび、むれ、変質、変色その他類似的事由またはねずみ食い、虫喰いなどに起因する損害。
 - 補償の対象となる物品の設計・材質または製作の欠陥およびこれらの欠陥に起因する損害。
 - 戦争、暴動、その他の事変に起因する損害。
 - 国、または公共団体の公権力の行使に起因する損害。
 - 核燃料物質の有害な性質に起因する損害。
 - 置き忘れまたは紛失に起因する損害。
 - 水災、地震または噴火もしくはこれらに随伴して生じた損害。
 - 詐欺または横領に起因する損害。
 - 物品の誤った使用に起因する損害。
 - 物品の配送中に生じた損害。 など
- ※上の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払の可否は、別途普通保険約款および特約に基づきます。

●補償金請求について

お支払いの対象となる損害が発生した場合には、会員はただちに「損保ジャパンJCB事故受付デスク」に事故の報告をしてください。
会員の方が保険金の請求をされるときは、下に掲げる書類をご提出ください。

必要書類	ご請求になる保険金の種類				ご案内
	盗難事故 保険金	破損事故 保険金	火災事故 保険金	その他の 事故保険金	
保険金請求書(所定用紙)	○	○	○	○	必要事項をご記入の上、署名・捺印ください
罹災証明および盗難届出済証明書	○		○		管轄の警察署・消防署でお取り付けください
修理費請求書または見積書		○	○	○	購入先または修理先でお取り付けください
写 真	○	○	○	○	
JCB売上票(お客様控)		○	○	○	
その他関係書類	○	○	○	○	必要な場合は、別途保険会社よりご案内させていただきます

- 印は原則として必要な書類、○印は場合によって必要な書類です。
- 全損の場合、現物をご提出いただくことがあります。
- 上の各書類はコピーしたものでは認められません。
- 破損の場合、損害保険ジャパン株式会社と連絡する前に被害品を処分された場合は、保険金の支払いに差し障りの生じることがあります。
- 盗難の場合は必ずポリス・レポートが必要です。なお帰国後で盗難にあった場合は警察署の盗難届受理番号が必要です。
- 同じ店かつ一度の買い物で複数の購入品がある場合は、カード利用額の内訳をご提出ください。
- 破損事故の場合、現物の損傷程度を損害保険ジャパン株式会社で確認できないときは保険金のお支払いができないことがあります。
- 配達後の物品の損害につきましては受取領収証(物品の到着日を確認)が必要な場合があります。

●各種事故時のご連絡および詳しい保険内容

お支払いの対象となる損害が発生した場合にはただちに「損保ジャパンJCB事故受付デスク」までご連絡ください。補償金のご請求手続きなどをご案内いたします。

・日本国内での連絡先
『損保ジャパンJCB事故受付デスク(JCBカード自動付帯サービス専用)』

0120-258-554 受付時間 9:00AM~5:00PM 日・祝休

・上記受付時間外の連絡先

『海外ホットライン』

0120-08-1572(無料)
018-888-9547(無料電話がご利用になれない場合)

受付時間 24時間 年中無休

・海外からの連絡先

『海外ホットライン』

(81)50-3820-1301 受付時間 24時間 年中無休

※「損保ジャパンJCB事故受付デスク」における事故受付の際、保険会社がJCB会員資格有効性を確認するために、会員番号を確認します。

●その他、MileagePlus JCBクラシックカード付帯サービス全般について

カード裏面等に記載の各会員デスクまでお問い合わせください。